

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法に関連する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、予防接種法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

弥彦村長

## 公表日

令和3年12月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>○予防接種に関する事務 予防接種は予防接種法に規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。</p> <p>①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul>
③システムの名称	1 住民健康管理システム 2 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一第10項並びに予防接種法第5条等</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 住民福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 デジタル行政推進課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 健康推進課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3139

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	弥彦村 住民福祉課	弥彦村 福祉保健課	事後	再実施項目にあたらないため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民福祉課長 笹岡 正夫	福祉保健課長	事後	再実施項目にあたらないため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	弥彦村 住民福祉課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL0256-94-3132	弥彦村 福祉保健課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL0256-94-3133	事後	再実施項目にあたらないため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種は予防接種法に規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。 ①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。	○予防接種に関する事務 ・予防接種は予防接種法の規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。 ①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。  ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民健康管理システム	1 住民健康管理システム 2 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10項並びに予防接種法第5条等	・番号法第9条第1項 別表第一第10項並びに予防接種法第5条等 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	弥彦村 福祉保健課	弥彦村 住民福祉部 健康推進課	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健課長	健康推進課長	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131	弥彦村 防災・情報対策課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3138	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	弥彦村 福祉保健課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3133	弥彦村 健康推進課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3139	事後	
令和3年12月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二第17, 18, 19項並びに予防接種法施行規則第10条等	【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	
令和4年4月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	弥彦村 防災・情報対策課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3138	弥彦村 デジタル行政推進課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3151	事後	